

★ 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（総務課）

一 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人情報の定義を明確化するなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 個人情報の定義に個人識別符号が含まれることとした。
- 2 収集が制限されている個人情報の範囲を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の定める要配慮個人情報と同じものとした。
- 3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 2以外の改正 平成二十九年六月三十日
- 2 二2の改正 平成三十年四月一日

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（人事課）

一 改正の理由

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、一般職の国家公務員の取扱いに準じて、失業者の退職手当に係る規定の改正を行った。

二 改正の内容

- 1 個別延長給付が創設されたことに伴う関係規定の整備
 - 2 移転費の支給対象者の範囲が拡大されたことに伴う関係規定の整備
 - 3 給付日数の延長に関する暫定措置が設けられたことに伴う関係規定の整備
- 三 施行期日等

平成二十九年六月三十日から施行し、同年四月一日から適用する。ただし、二二については、平成三十年一月一日から施行する。

★ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（人事課）

一 改正の要旨

人事院規則の一部改正を踏まえ、一般職の国家公務員の取扱いに準じ、育児休業期間における育児休業の再度取得、育児休業の再度延長及び育児短時間勤務を一年以内に再度することができるとする特別の事情に、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年六月三十日

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（財政課）

一 改正の要旨

二級又は三級の技能検定を受ける三十五歳未満の一定の者に対して、実技試験手数料の軽減を図ることにより受検しやすい環境を整備するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年十月一日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税等に関する規定を改正した。

1 個人の県民税

県費負担教職員の給与負担事務の移譲に伴い、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の県民税について、以下の措置を講じた。

(一) 平成三十年以後の各年度分の所得割の標準税率を、百分の二（現行百分の四）に改めること。

(二) 平成三十年以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率及び税額控除の割合等を(一)に合わせて改めること。

2 不動産取得税

(一) 児童福祉法の規定により市町の認可を得た者が同法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）を取得する場合について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の三分の二に相当する額とした。

(二) 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講じた。

3 自動車取得税

(一) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、ガソリン自動車及び石油ガス自動車に係るエネルギー消費効率の要件を見直した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長した。

(二) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、一定の自動車を軽減対象に追加した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長した。

(三) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率にそれぞれ百分の二十五、百分の四十、百分の五十、百分の六十又は百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長した。

(四) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に

百分の八十を乗じて得た率とする特例措置について、ガソリン自動車に係るエネルギー消費効率の要件を見直した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長した。

(五) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長した。

4 狩猟税

個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、狩猟税の軽減税率に関する規定について、用語の整理を行った。

5 その他

(一) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定について、必要な整理を行った。

(二) 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る個人の県民税の所得計算の特例に関する規定について、必要な整理を行った。

二 施行期日

- 1 一 2 (一)の改正 平成二十九年六月三十日
- 2 一 1 及び一 5 (一)の改正 平成三十年一月一日
- 3 一 2 (二)及び一 3 の改正 平成三十年四月一日
- 4 一 4 及び一 5 (二)の改正 平成三十一年一月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を変更するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
1 市町が処理する事務から削除するもの

事 務	対象市町
一 医療法に基づく事務のうち、診療所の人員の増員命令等	広島市
二 農地法に基づく事務のうち、農地の転用の許可等	農地法第四条第一項の規定による指定を受けた市町
三 農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務のうち、開発行為の許可等	農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定による指定を受けた市町

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十九年六月三十日

★ 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（
条例第二十五号）（がん対策課）

一 改正の要旨

広島県立広島がん高精度放射線治療センターの運営経費の縮減等を図ることができる
よう、施設及び設備の利用について利用料金制を導入するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年七月一日

★ 広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）

一 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人情報の定義を明確化するなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 個人情報の定義に個人識別符号が含まれることとした。
- 2 収集が制限されている個人情報の範囲を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の定める要配慮個人情報と同じものとした。
- 3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 2以外の改正 平成二十九年六月三十日
- 2 二2の改正 平成三十年四月一日